

●発行/しながわ未来●発行日/2024年3月1日●発行責任者/大倉たかひろ●〒140-8715品川区広町2-1-36 TEL03-5742-7810 FAX03-5728-9736

2023年5月より品川区議会内において合同会派となる、「しながわ未来」(無所属・立憲・ネット)を結成しました。所属議員は(幹事長)大倉たかひろ、(副幹事長)松永よしひろ、(政調会長)山本やすゆき、木村健悟、ひがしゆき、吉田ゆみこの6名です。



2023年区議会第2回定例会

しながわ未来を代表して、 吉田ゆみこ一般質問に登壇

2024年は、新年早々能登半島地震、羽田空港での航空機と海保機との衝突事故と大変な幕開けとなりました。世界では戦禍が一向に収まらず、環境も人権もないがしろにされています。国政は、相変わらず「政治とカネ」の問題で揺れています。混迷が続く政治状況においても、会派しながわ未来は地域主権・市民自治の本旨にのっとり、市民政策の提案を続けていく所存です。

●児童相談所が10月開設

京急線の新馬場駅に近い北品川3丁目(子供の森公園に隣接)に開設されます。建物はすでに出来上がり、事業の準備が進んでいます。児童相談所設置条例に「児童の福祉およびその権利の保障ならびに最善の利益の実現を図ることを目的とし…」という文言が盛り込まれましたが、肝心なのは「子どもの権利の保障」が具体的な施策として実現するのかがということです。

「児童が相談できる場所」とする周知を

一般的に「家庭での虐待を受けた子どもの保護」をするイメージが強い施設を、本来の「児童の相談所」としての役割をどう周知していくのかも大きな課題です。区は「児童が相談できる場所」であることの周知を4年生以上を対象に行う、としています。幼い子

どもにも周知は必要です。「小さな子には周知しても理解できない」とする区の姿勢は「子どもの権利の侵害」です。

「子どもの権利条例」がなぜ必要か

吉田ゆみこは子どもの権利を尊重し保障する地域社会をめざして「品川区に子どもの権利条例制定を！」と求めています。区は施策を「計画」で進めています。区は「条例」がなければ、行政の考えや区長の考えで変わる可能性があります。それを防ぐのが議会の同意を経る条例の存在です。

条例策定には子どもも参加で

品川区が「子どもの権利条例」制定を検討するのであれば、当事者、地域で子どもたちへの支援活動をしている多くの個人、そして「子ども若者応援ネットワーク」の各団体との連携を強く要望しました。



しながわ未来を代表して一般質問に臨む吉田ゆみこ(品川区議会第2回定例会 2023年6月30日)

●2000人増のグループホーム 開所を進めるにあたって

区長方針で語られた定員増は、グループホームを切望していた方々には朗報です。不足している重度の方の入居支援や男女が公平に入居できるしくみづくりを求めました。

●補助金応募で後へは 引けない品川区?!

問題の補助金(羽田空港周辺振興協議会による助成事業)は新ルートによる航空機の増便や機能の高度化を評価することが前提のもの。区の補助金申請は、これまでの「区として固定化回避を申し入れている」という説明と矛盾します。